

評価項目（大）	評価項目（中）	評価項目（小）	配点			採点		
			大	中	小	小	中	大
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであるか （指定手続条例第4条第1号）	(1) 利用者の平等な利用の確保	①利用者に対する公平な利用機会の提供方法	21	9	3			
		②利用者の意見要望の把握方法及び対応方法			3			
		③利用者層拡大、利用者数増加の取組内容			3			
	(2) サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	①利用者へのサービス向上のための取組内容		12	3			
		②社会体育振興のための施設の機能を活用した取組内容			3			
		③施設情報の提供に係る広報の取組内容			3			
		④地域や関係団体との連携の計画内容			3			
2 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであるか （指定手続条例第4条第2号）	(1) 施設の適切な維持管理	①維持管理業務の計画内容	21	12	3			
		②個人情報保護対策の取組内容			3			
		③省エネ等の環境負荷低減の取組内容			3			
		④施設の安全確保の取組内容			3			
	(2)施設の管理運営経費	①収支計画における積算根拠等の内容		9	3			
		②管理業務効率化・管理経費縮減の取組内容			3			
		③収入確保の取組内容			3			
3 公の施設の設置目的を達成するために事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか （指定手続条例第4条第3号）	(1) 安定的な運営が可能となる組織力	①施設の設置目的を踏まえた施設管理運営に関する基本的な考え方	21	15	3			
		②施設の管理運営に係る人員体制			3			
		③施設の管理運営に関わる従業員の労務管理の体制、福利厚生の実施			3			
		④施設の管理運営に関わる従業員の指導育成の計画内容			3			
		⑤緊急時の危機管理体制			3			
	(2) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	①団体の財務状況		6	3			
		②経理及び監査の体制			3			
			評価総得点			/63		
総合評価コメント	1							
	2							
	3							

◎3段階評価とする

※最高点の応募者が複数となった場合、その中から委員全員で指定管理者の候補者に最も適した団体を選定する。

仕様書等の水準を上回っている:3点

仕様書等の水準どおりである:2点

仕様書等の水準を下回っている:1点

※総得点が、基準(42点)に満たない場合及び小項目の採点において1点の評価に値しない場合には、指定管理者の候補者とはしない。